

リープтонエナジーグループ

人権方針 調達方針

2025.8発行【Ver.1】

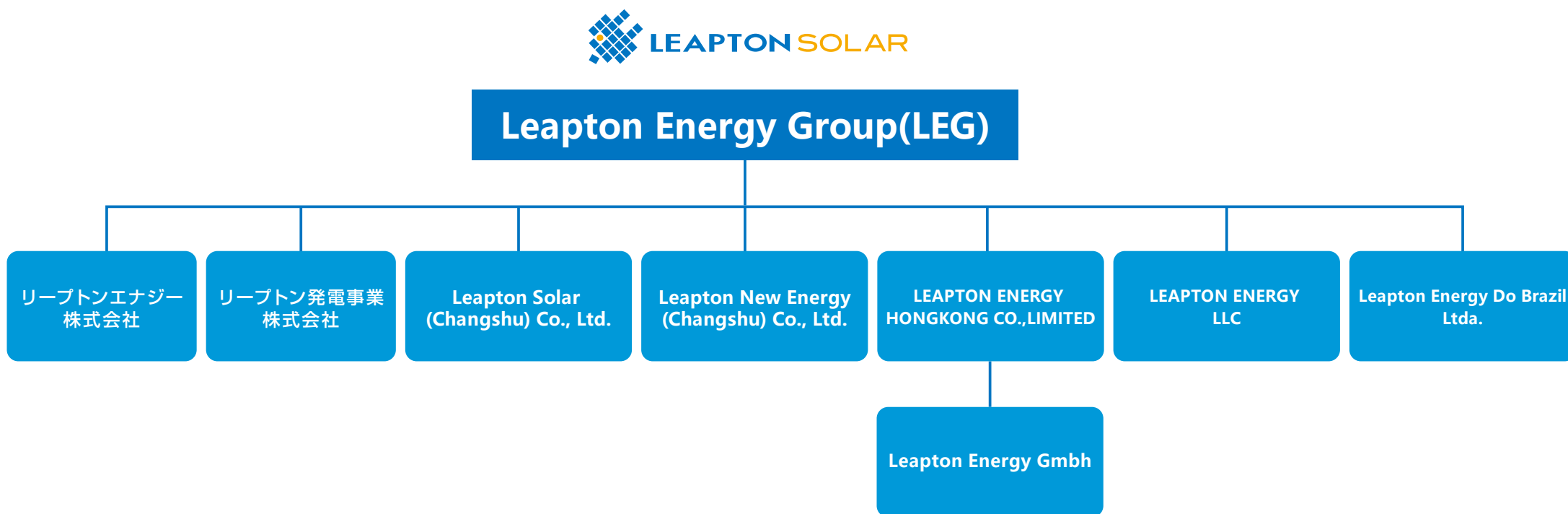


リープトンエネルギー株式会社は、Leapton Energy Group(LEG)の一員として、人権に係る方針を以下に示します。

■基本姿勢

Leapton Energy Group(以下LEG)では、事業活動に関する基本方針である「事業規範」を定めています。「事業規範」が、関係法令(法律、条例、規則、政令)または商慣行より高い基準を持つ場合であっても、LEGは、より高い基準を遵守します。LEGは、企業活動においての人権の尊重を重要な原則と位置付けています。LEGはすべての事業活動において、国際的な人権基準を遵守し、ステークホルダーとともに持続可能な社会の実現に貢献します。

Leapton Energy Group組織図



■人権方針

LEGは、すべての事業活動において人権を尊重することを基本原則とし、国際的な人権基準および関係法令を遵守します。特に「世界人権宣言」「ILO国際労働条約」「日本および中国の労働法」などを基盤とし、より高い倫理基準の順守を心がけています。

LEGの社会的責任に関する取り組み

LEGは、社会的責任の遂行を経営戦略の中核目標として掲げ、一貫して取り組んでいます。その一環として、LEGの中核で生産を担うLeapton Solar (Changshu) Co., LTD. は、「SA8000:2014 社会的責任国際基準」を取得し、積極的に社会的責任を果たすとともに、良好な労使関係の維持に努めています。また、同社は中国の労働法規制に準拠した「社会的責任マニュアル」を策定し、従業員や外部のステークホルダーに対して、同社の社会的責任に関する取り組みを明確に示しています。本マニュアルは、労働環境の向上、従業員の賃金および福利厚生の継続的な改善を目的としており、より健全で持続可能な労働環境の実現に向けて取り組んでいます。

企業声明

LEGは以下の基本的な人権保護原則を掲げ、全社員および関連パートナーに対してこれを適用します。

1. 児童労働を断固として禁止します。
2. 従業員の自由を尊重し、いかなる形態の強制労働も認めません。
3. 従業員の健康と安全を最優先し、衛生的で安全な労働環境および意思表明の権利を尊重します。
4. 従業員と共創体制を築き、従業員のコミュニティ活動及び意見表明を尊重します。
5. 公平で平等な労働環境を整備し、人種・国籍・性別・宗教・障がいなどに基づくあらゆる差別を禁止します。
6. 従業員の基本的な人権を尊重し、人格や尊厳を傷つける行為を一切許容しません。
7. 合理的な労働スケジュールを遵守し、労働時間と休憩を適切に管理します。
8. 従業員が基本的な生活を維持できる賃金および福利厚生を提供します。
9. 誠実な企業活動を徹底し、汚職の根絶に取り組めます。
10. 児童労働や強制労働を行う、または従業員の健康と安全を脅かすサプライヤーや下請け業者との取引を行いません。
11. 国際規範や国内法を遵守し、LEG が署名した規制を誠実に履行します。
12. 社会的責任の観点から、継続的な改善に努めます。



人権に関するその他取り組み(第三者評価)

SA8000 認証は、企業の労働環境や人権保護に関する国際規格であり、企業の社会的責任(CSR)への取り組みを証明するものです。

また、LEGは中国の労働法規制に準拠した「社会的責任マニュアル」を策定し、従業員や外部のステークホルダーに対して、同社の社会的責任に関する取り組みを明確に示しています。本マニュアルは、労働環境の向上、従業員の賃金および福利厚生継続的な改善を目的としており、より健全で持続可能な労働環境の実現に向けて取り組んでいます。



SA8000認証は、企業の労働環境や人権保護に関する国際規格であり、企業の社会的責任(CSR)への取り組みを証明するものです。



参考資料(英語):

Lepton Energy Co., Ltd. Sustainable Development Report2024

<https://leptonpv.com/upload/file/20250616/f80825c46a8256cf8bc1771c3953156c.pdf>

事業規範

https://www.leptonenergy.jp/profile/business_code/

■調達方針

■サプライチェーンにおける人権保護の推進

LEGは、調達活動を通じて企業の社会的責任を果たすとともに、人権・環境・法令遵守に配慮した責任あるサプライチェーンの構築を目指します。

LEGは、「調達管理統制手順」に基づき、サプライヤーの選定・評価・再評価を実施しています。また、「誠実取引契約」をすべてのサプライヤーと締結し、サプライヤーが提供する製品がLEG各社の指定要件を満たしていることを保証しています。さらに、LEGは材料が製品の品質や性能に与える影響に基づき、サプライヤーを以下の3つのカテゴリに分類しています。

区分	主な対象
Aクラス	太陽電池関連
Bクラス	副資材、ガラス、フレーム
Cクラス	設備、予備素材、その他



LEGは、「調達管理統制手順」を厳格に制定しており、サプライヤーの選定から調達実行までの全プロセスをカバーすることで、調達活動のコンプライアンスと高品質な実行を確保しています。これにより、調達プロセスの最適化、材料品質の確保、および調達リスクの最小化を最大限に図っています。

また、特別な事情により「認定サプライヤーリスト」に記載されたサプライヤーが必要な材料を供給できない場合、「緊急購入申請書」を作成し、技術部門の責任者およびゼネラルマネージャーまたはその権限を委任された者の承認を得た上で、例外的な調達を行うことを可能としています。なお、顧客指定の原材料に関しては、サプライヤーの承認を必要としませんが、顧客は対応するBOM(部品リスト)の書面を提供する必要があります。代替品の仕様や型番が異なる場合は、その数値や情報、仕様を技術部門が確認する必要があります。

企業としての責任を果たすための継続的な取り組みとして、LEG各社では、「認定サプライヤーリスト」の各サプライヤーに対し、定期的に調達実績に基づく調査及び新規サプライヤーへの監査を行っており、評価・再評価を実施しています。各サプライヤーにおいては、「調達研修」、「調達トレーニング」を実施し、LEGの掲げる持続可能な発展の概念の理解を深める事に努めています。

原材料調達に関する取り組み

LEGは、サプライチェーン全体における人権保護を推進し、以下の取り組みを実施します。

1. サプライヤーへのアンケート実施

2. 調達先の人権方針および取り組みの確認

3. 児童労働・強制労働の有無の確認

4. 原材料の適合確認プロセス

5. 人権ガイドラインに適合する原材料のみを選定

6. 必要に応じた文書提出の依頼

7. サプライヤーとの対話・改善要請

8. 必要に応じた監査・是正措置の実施



持続可能な調達パフォーマンスデータ概要

項目	2024	2023	2022
サプライヤー総数	37	35	30
社会的責任に関するアンケートにご回答いただいたサプライヤー	37	35	30
社会的責任の現地監査を受けたサプライヤー	28	22	22
サプライヤー行動規範に署名したサプライヤー	37	35	30
社会的責任フレームワークに署名したサプライヤー合意	37	35	30
重要な中核サプライヤーの数	29	27	22
社会的責任に関するアンケートに回答済みの重要サプライヤー	29	27	22
社会的責任に関する現地監査を受けた重要サプライヤー	28	26	22
サプライヤー行動規範に署名した重要サプライヤー	29	27	22
社会的責任に署名した重要なサプライヤー	29	27	22
本年度における新規サプライヤー数	2	5	2
社会的責任アンケートを完了した新規サプライヤー	2	5	2
社会的責任に関する現地監査を受けた新規サプライヤー	2	4	2
サプライヤー行動規範に署名した新規サプライヤー	2	5	2
社会的責任に関する基本合意書に署名した新規サプライヤー	2	5	2

調達担当者データ

項目	2024	2023	2022
調達担当者数	12	12	7
持続可能な調達研修を受けた調達担当者の数	12	10	7
全地域における持続可能な調達に関する研修を受けた調達担当者の割合	100%	100%	100%

■グリーンファクトリーの推進に向けた取り組み

LEGは、サプライチェーン全体における人権保護を推進し、以下の取り組みを実施します。LEGはグリーンファクトリーの創出を促進するため、一部のサプライヤーと以下の環境保護に関する契約を締結しています。

- ・サプライヤー安全・環境協定
- ・サプライヤー有害物質不使用協定
- ・LEGの指定する禁止・制限有害物質リストおよび基準
- ・グリーンサプライヤー管理コミットメント

これらの契約により、サプライチェーン内の材料や製品が当社の環境保護基準を満たしていることを保証し、持続可能な発展とグリーン生産に貢献しています。特に、「サプライヤー有害物質不使用協定」では、RoHS(有害物質制限指令)およびREACH(化学物質の登録・評価・認可・制限)に関する要件を明確に定めています。

また、2023年には地元調達を推進し、合計35社の地元サプライヤーと取引を行いました。その内訳は、江蘇省に拠点を置く企業が23社(65.71%)で、長江デルタ地域の企業が、32社(91.43%)占めていました。



■その他の継続的な取り組み

LEGは、人権尊重の取り組みを継続的に推進するため、以下の措置を講じています。

1. 定期的な見直しと監査の実施

<リスクの評価と管理>

リスクの評価と管理は、法規制の遵守と企業の健全な運営を確保するための重要なプロセスです。LEGは、定期的なリスク評価を通じて、以下の分野におけるリスクを特定・分析し、重要度と発生可能性を体系的に評価しています。

企業倫理

汚職防止・贈収賄防止

ビジネスおよび貿易コンプライアンス

情報セキュリティ管理

LEGは内部監査および検査メカニズムを確立しており、ゼネラルマネージャー室内に内部監査専門のポジションを設置しています。このポジションでは、企業倫理規定、汚職防止ポリシー、贈収賄防止ポリシー、ビジネスおよび貿易コンプライアンスに関する内部監査を実施し、規制や基準への準拠を保証するための手順を策定・管理しています。

これまでに実施した内部監査では、生産、品質、設備、安全性などの分野で課題が指摘されましたが、すべての問題は適切に修正されました。

さらに、独立した第三者機関による外部監査を定期的の実施し、ISO認証、企業倫理評価、コンプライアンス監査などを含む各分野の評価を行っています。



■ステークホルダー(従業員、取引先)との対話

<従業員向け施策>

汚職防止・贈収賄防止の研修

従業員のコンプライアンス意識を高め、汚職防止および贈収賄防止ポリシーの理解を深めるため、当社では年に1回の研修を実施し、定期的な研修計画に組み込んでいます。また、LEGの従業員ハンドブックは、汚職や贈収賄を防ぐための重要なツールとして活用されています。ハンドブックは定期的に見直し、最新の規制や業界基準に適合するよう更新しています。

<取引先との協力>

外部誠実性協定(サプライヤー版)の導入

当社は、サプライヤーとの協力関係を重視し、汚職防止・贈収賄防止の原則の遵守を確保するため、「外部誠実性協定(サプライヤー版)」を定期的に更新しています。また、主要なサプライヤー代表者と最新の誠実性協定を共有し、最新の要件や期待事項を詳細に説明することで、サプライチェーン全体の透明性とコンプライアンスを強化しています。

<その他の取り組み>

LEGは、ステークホルダーの皆様の声に耳を傾け、当社への期待や要望を把握し、適切に対応するために、さまざまなコミュニケーション手段を通じた対話の場を設けています。これにより、企業の「環境・社会・ガバナンス(ESG)」への取り組みをさらに強化しています。

2023年には、以下の9つのステークホルダーグループを特定しました。

・政府および規制当局 ・株主 ・サプライヤー ・顧客 ・従業員 ・環境団体 ・地域社会 ・同業他社 ・メディア

それぞれのステークホルダーが関心を持つ課題や、最適なコミュニケーション手段について整理し、積極的な対話を推進しています。



必要に応じた改善策の策定と実施

1. 内部告発者の保護

LEGは、内部告発者の保護を重要視し、一連の規程を策定・運用しています。

社内外の利害関係者による監視を促進するため、倫理的な慣行を積極的に推進するとともに、苦情や報告の対応プロセスを標準化しました。具体的には、苦情の受付、調査・検証、フィードバックの各プロセスを明確化し、迅速かつ適切な対応を実施しています。

また、問題の解決に向けて適切な是正措置を講じ、報告者に対して詳細なフィードバックを提供することで、企業の信頼性と評判の維持に努めています。

2. 実質的な問題の評価

ステークホルダーの要請に応えるため、LEGは国内外の同業他社のESG（環境・社会・ガバナンス）ガバナンスの取り組みを参考にしつつ、自社の事業特性を踏まえたESGに関する重要課題の特定・評価を行っています。

3. 苦情処理と対応・改善策の実施

LEGは、「顧客中心」「サービス品質の向上」「顧客満足度の向上」を理念に掲げ、高品質な製品とサービスの提供に取り組んでいます。

お客様のニーズに柔軟に対応し、グローバルな展開と高度な技術力を活かして、迅速かつ高品質なサービスを提供しています。また、確立されたサービスシステムのもとで、苦情処理管理規定の運用や定期的な顧客満足度調査の実施を通じ、サービスのさらなる向上を図っています。

LEGは、「顧客苦情処理管理規程」を制定しており、お客様からの苦情には迅速に対応し、問題の根本原因を特定した上で、適切な是正・予防措置を実施します。さらに、苦情に関するデータを統計的に分析し、顧客管理やサービス向上に活用するための記録・分析システムの確立にも取り組んでいます。

4. 根本原因の分析と是正措置の実施

関係部門は、「根本原因分析及び是正措置報告書」に基づき、必要な改善策を実施します。

品質部門は、報告書に記載された是正・予防措置の実施状況を監視し、実施後1か月以内に毎週不定期の現場監査を行います。

さらに、品質クレームのリスクを伴うプロセスについて監査を実施し、不適合が発見された場合には、速やかに修正措置を講じます。

